

○厚生労働省告示第二百八十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後			改正前	
別表 第1部～第10部 (略) 第1部～第10部 (略)	第11部 追 補 (7)		別表 第1部～第10部 (略) 第1部～第10部 (略) (新設)	
	品 名	規 格 単 位	薬 価 円	
	(注)			
	ボルズイ錠2.5mg	2.5mg 1錠	47.80	
	ボルズイ錠 5 mg	5 mg 1錠	71.30	
	ボルズイ錠10mg	10mg 1錠	106.40	
	(注)			
	マズミット錠100mg	100mg 1錠	12.70	
	品 名	規 格 単 位	薬 価 円	
	(注)			
	ヨビノス皮下注168μgペン	168μg0.56mL 1キット	571.509	
	ヨビノス皮下注294μgペン	294μg0.98mL 1キット	584.139	
	ヨビノス皮下注420μgペン	420μg1.4mL 1キット	596.310	
	品 名	規 格 単 位	薬 価 円	
	(注)			
	スピジオ点鼻液 5mg	5 mg0.1mL 1瓶	8.336.50	
	スピジオ点鼻液7.5mg	7.5mg0.1mL 1瓶	9.337.60	
	スピジオ点鼻液10mg	10mg0.1mL 1瓶	10.120.00	
	(注)			
	セタネオ点眼液0.002%	0.002% 1 mL	800.00	
	(注)			
	バイジューベックゲル	2 瓶 1 組	2,955,232.70	

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) クロバリマブ製剤 パロペグテリパラチド製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) クロバリマブ製剤 (新設)

附 則

この告示は、令和七年十月二十二日から適用する。